

災害にあったときは、速やかに連絡してください



組合員が火災、水害、地震、その他の非常災害によって（盜難を除く）、住居または家財に一定以上の損害を受けたときは、その損害の程度に応じて見舞金が支給されます。

なお、別居している被扶養者の居住する住居または家財に災害を受けたときも支給の対象となります。災害にあったときは、速やかに所属所の事務取扱者を通じて、り災状況などを連絡してください。要件に該当するかどうかお聞きした上で、すぐに現場調査を行います。連絡が遅れますと損害の程度の確認が困難となり不利益となる場合もありますので注意してください。

また、り災証明書（火災の場合は消防署、その他は市区町村で発行）を速やかに申請手続してください。見舞金の支給要件の確認や手続の際に必要となります。

損傷の程度	災害見舞金
1 住居および家財の全部が焼失し、または滅失したとき	(標準報酬月額の月分) 3
2 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1 住居および家財の1/2以上が焼失し、または滅失したとき	2
2 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3 住居または家財の全部が焼失し、または滅失したとき	
4 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1 住居および家財の1/3以上が焼失し、または滅失したとき	1
2 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
3 住居または家財の1/2以上が焼失し、または滅失したとき	
4 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
1 住居または家財の1/3以上が焼失し、または滅失したとき	0.5
2 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
床上浸水により損害を受け、上の表により 損害の程度を判定し難いと認めたとき	床上120cm以上 床上30cm以上
	1 0.5

詳細については、「福利厚生ハンドブック
(平成31年3月)」P65～66を参照してください。

【住居】現に生活の本拠として居住している建造物（建具類を含む。）を指し、自宅、借家、アパートの別は問いません。

【家財】現に生活するに当たっての住居以外の社会生活上必要な一切の財産を指しますが、一時的に預けてあるもの、現金、預貯金、有価証券や山林、田畠、宅地等の不動産は含まれません。なお、家財は組合員および被扶養者の所有の物に限られます。

住居または家財に
1/3以上以上の被害があるか
どうかが支給の判断基準
になるんだね。



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827